

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	1	処理機関(所管課)	公平委員会
許 認 可 等 の 種 類	職員団体の登録		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町職員団体の登録に関する条例 (昭和41年条例第189号)		
根 拠 条 項	<p>(登録の通知)</p> <p>第3条 公平委員会は、登録の申請を受けた日から30日以内に登録をした旨又はしない旨を申請した職員団体に通知しなければならない。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)</p>		
標 準 処 理 期 間	30日 (鳩山町職員団体の登録に関する条例第3条)		
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			